

千葉県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 普及促進事業補助金のご案内 (平成30年度)

千葉県では、地球温暖化対策を推進するため、市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「ZEH」という。）を導入した方に、補助金を交付します。

対象住宅	補助金額	募集期間
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	1戸あたり 10万円 (計30戸分)	申請受付期間 平成30年10月1日（月） ～平成31年1月25日（金） (土・日・祝日を除く)

1 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、次の要件のすべてに該当する戸建住宅です。

- (1) 下表の国が実施するZEHを対象としたいずれかの補助金（以下、「国ZEH補助金」という。）の交付決定を受けていること。

対象となる国ZEH補助金名称	担当省庁
平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業のうち「ZEH支援事業」（以下、「ZEH支援事業」という。）	環境省
平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業のうち「ZEH+実証事業」（以下、「ZEH+実証事業」という。）	経済産業省

※ Nearly ZEH、Nearly ZEH+、ZEH Oriented は対象外です。

- (2) 住宅が「賃貸住宅」又は「居住部分の面積が延床面積の1/2未満である店舗等の併用住宅」でないこと。

2 補助対象事業

- 補助の対象となる事業は、補助対象住宅を導入する事業であって、次のいずれかに該当する事業です。
 - 補助対象住宅を新築する事業
 - 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業
 - 既存住宅をZEHに改修する事業
- 補助事業の完了日が平成31年1月18日までであること。
 - ※「補助事業の完了日」とは、工事完了引渡証明書に記載いただいた引渡し日となります。

3 補助対象者

補助金を受けようとする方は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税の滞納がないこと。
- 補助対象住宅に居住していること。
 - ※ 交付申請時には居住している必要があります。なお、居住の有無は住民登録で判断します。
- 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、下表に示す補助の対象となる設備（以下、「補助対象設備」という。）の補助対象住宅への導入に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）です。

補助の対象となる設備	仕様
高断熱外皮	国ZEH補助金の補助対象設備の要件を満たすものであること。
空調設備	
給湯設備 ※強制循環式太陽熱利用給湯システムを除きます。	
換気設備	

なお、太陽光発電システムや強制循環式太陽熱利用給湯システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、地中熱ヒートポンプシステムを導入した方は、「千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金」を申請し補助を受けることが可能です。

【注意事項】

本補助金の交付を受けた補助対象設備を取得日から6年以内に処分（※）する場合には、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

詳細は「9 処分の制限について」をご確認ください。

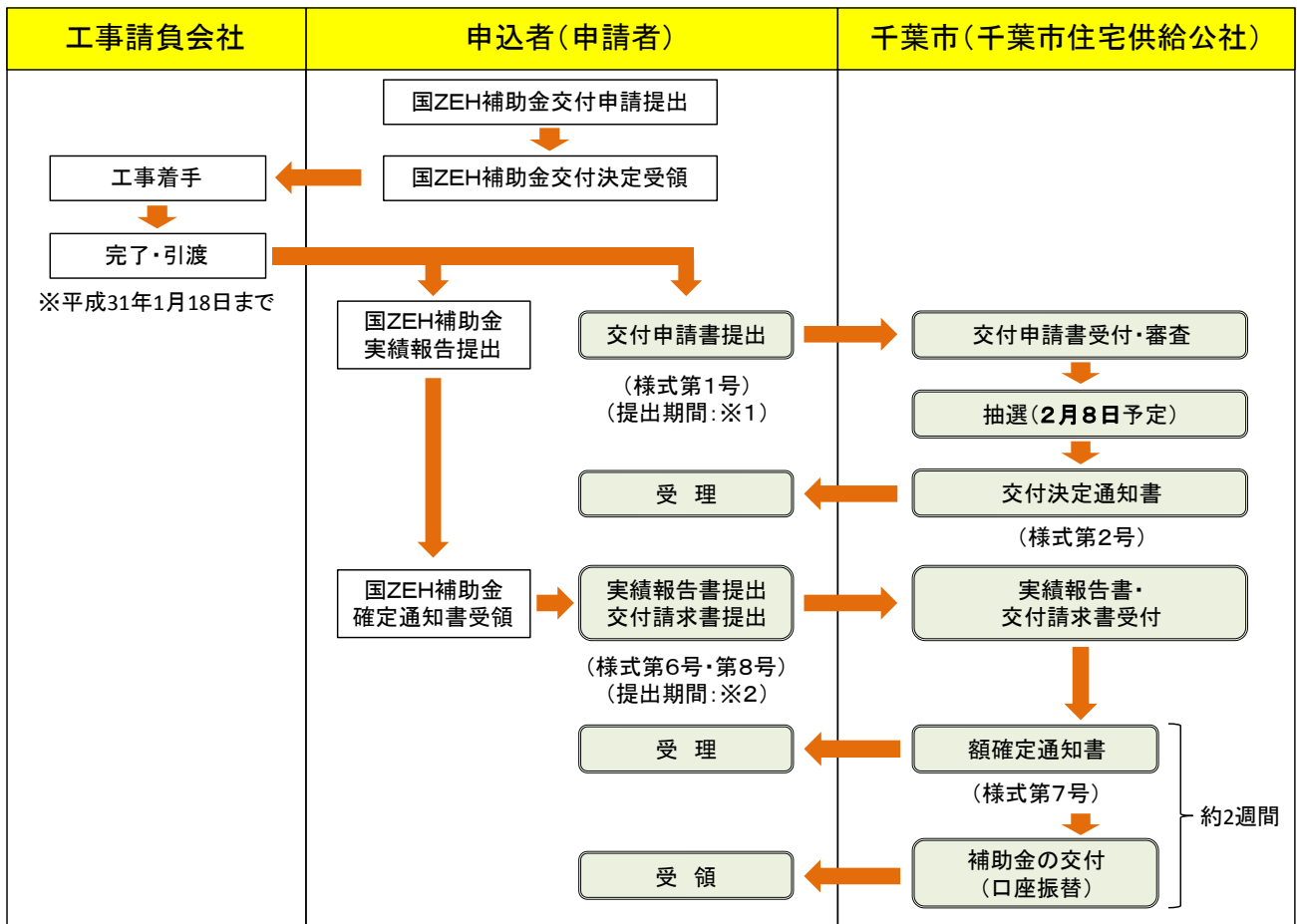
※ 「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

5 補助金の額と交付予定件数

- 補助金の額：1戸あたり10万円
- 交付予定件数：30件

※ 申請受付期間内に予算額を上回る申請があった場合は抽選により対象者を選定します。

6 申請のスケジュール



※1 交付申請受付期間

平成30年10月1日(月)～平成31年1月25日(金)

(土・日・祝日、平成30年12月29日～平成31年1月3日を除く。)

※2 実績報告受付期間

平成31年2月25日(月)～平成31年3月29日(金)

(土・日・祝日を除く。)

【重要】 実績報告書は、提出書類がそろい次第、速やかにご提出ください。

7 交付申請の手続き

(1) 提出書類

- ① 千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付申請書
(様式第1号)
- ② 補助事業に係る請負契約書の写しで、表紙の余白部に申請者自署のうえ、原本に相違ない旨を記したものの(例:「原本に相違ありません。〇〇〇〇(申請者氏名自署)」)
※契約書の契約者名が補助金の申請者名と同一であること。
(契約者名に申請者を含む共同名義も可)。
※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの(収入印紙の貼付が不要な書類を除く)。
※【重要】対象となる国ZEH補助金のうち「ZEH+実証事業」の交付決定を受けている場合は、導入設備内訳書を添付してください。
(必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください)
- ③ 国ZEH補助金を受けるにあたり提出した交付申請書(様式第1、別紙2・3含む)及び実施計画書(定型様式1-1)の全ページの写し
※国ZEH補助金の交付申請時から設備の仕様等の変更があった場合には、その内容がわかる書類の写しもご提出いただきます。
- ④ 国ZEH補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書の写し
(ZEH支援事業:様式第3、ZEH+実証事業:様式第2)
- ⑤ BELS評価書の全ページの写し
※評価書にZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているものであること。
- ⑥ 工事完了引渡証明書(必ず住宅供給公社HPから書式をダウンロードして作成してください)
※社印及び代表者印または支店長印が押印されていること。
- ⑦ 当該住宅の場所を明らかにする地図
- ⑧ その他市長が必要と認める書類
*店舗等との併用住宅の場合は、全階の見取図(寸法・面積を記入し、居住部分を色づけしたもの)が必要です。

(2) 申請受付期間

平成30年10月1日(月)～平成31年1月25日(金)(土・日・祝日を除く。)

〈受付時間:9:00～17:00〉

※ 申請受付期間内に予算額を上回る申請があった場合は抽選により対象者を選定します。

【！注意！】 申請書類に不備があった場合には、抽選の対象とはなりませんので、提出前に内容についてよくご確認ください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

※郵送分は、上記期日までに、公社に到着した申請のみ受け付けます。

(4) 提出先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係
電話 043-245-7527

(5) 抽選日

平成31年2月8日（金）（予定）

※ 抽選の日時・場所等は後日お知らせを送付いたします。

※ 抽選は公開しますが、出席の必要はありません。

(6) 交付決定結果のお知らせ

交付決定となった際には、申請者あてに千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付いたします。

・お知らせの時期・・・平成31年2月15日（金）頃

※ 書類の不備・抽選により不交付決定となった場合には、申請者あてに千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を送付いたします。

8 実績報告の手続き

(1) 提出書類

- ① 千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 国ZEH補助金の執行団体から送付を受けた補助金確定通知書の写し
- ③ 千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金交付請求書（様式第8号）
- ④ 振込依頼書

(2) 提出期間

平成31年2月25日（月）～平成31年3月29日（金）（土・日・祝日を除く）
〈受付時間：9：00～17：00〉

【重要】実績報告書は、提出書類がそろい次第、速やかにご提出ください。

(3) 提出方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

※郵送分は、上記期日までに、公社に到着した申請のみ受け付けます。

(4) 提出先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係
電話 043-245-7527

9 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※ 「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

補助対象	処分制限期間
補助金の交付を受けるにあたり 導入した設備	6年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第11号）」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額の全部又は一部を免除することもあります。

10 注意事項

- (1) 各提出書類の氏名欄には、申請者の方の自署が必要です。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続については、原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届（様式第14号）を提出することにより、手続の代行をZEHを設計する者、ZEHを建設する者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (3) (2)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (4) 提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、一切の責任を負いかねます。
- (5) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【書類の提出先・お問い合わせ先】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係（受付時間：9：00～17：00）

電話 043-245-7527

FAX 043-245-7517

E-mail jigyoku@cjkk.or.jp

※車でお越しの方は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用いただくと無料です（千葉中央コミュニティセンターの駐車場は有料です）。

【補助金交付担当課】千葉市環境保全課（温暖化対策室）

